

埼玉県結婚相談事業補助金交付要綱

（目的）

- 第1条 この補助金は、埼玉県地域婦人会連合会（以下「連合会」という。）が実施する結婚相談事業を支援し、もって、地域における結婚相談体制の充実を図ることを目的とする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の対象）

- 第2条 この補助金は、別表に定める事業を実施するために連合会が支出する経費のうち、補助金の交付の対象として認める経費に対し、予算の範囲内で交付する。

（交付額の算定方法）

- 第3条 この補助金の基準額、対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。
- 2 この補助金の交付額は、対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額と、基準額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付の条件）

- 第4条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。
- 一 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - 二 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - 三 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - 四 事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助事業の完了の日（第9条により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。
 - 五 第一号から第四号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（申請手続）

- 第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、知事が定める書類を添付するものとする。
- 2 前項の申請書の提出期限は、別に定める。
- 3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知)

第 6 条 規則第 7 条の交付決定通知書の様式は、様式第 2 号のとおりとする。

(変更申請手続)

第 7 条 この補助金の交付決定後の事情により、申請内容を変更する場合の申請書は、様式第 3 号のとおりとし、知事が定める書類を添付するものとする。

2 申請書の提出期限及び申請書の添付書類については、第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

3 変更交付決定通知書の様式は、様式第 4 号のとおりとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第 9 条 補助事業を中止又は廃止する場合の申請書は、様式第 5 号のとおりとし、第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

2 中止（廃止）承認書の様式は、様式第 6 号のとおりとする。

(状況報告)

第 10 条 補助金の交付決定を受けた連合会の代表者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第 11 条 規則第 13 条の報告書は、様式第 7 号のとおりとし、知事が定める書類を添付するものとする。

2 前項の報告書の提出期限は、補助事業を完了した日から起算して 30 日以内（第 9 条により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日から起算して 30 日以内）又は補助金の交付決定を受けた会計年度終了の日のいずれか早い日とする。

(額の確定)

第 12 条 規則第 14 条の確定通知書の様式は、様式第 8 号のとおりとする。

(交付請求)

第 13 条 連合会の代表者は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 9 号の交付請求書を知事に提出するものとする。

(支払い)

第 14 条 この補助金は、精算払とする。

(書類の整備等)

第15条 連合会の代表者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日（第9条により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別途知事が定める。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表

事業	基準額	対象経費	補助率
結婚相談事業 ※結婚等についての相談を希望する県民に対し、対面・電話・オンラインにより行う個別相談で、相談記録を作成するもの。	結婚相談事業における相談実績1時間あたり1,500円(1時間未満の端数は切り捨てる)。 ただし、1会計年度あたり、100,000円を上限とする。	結婚相談事業の実施に必要な、給料、報酬、報償費、手当(通勤手当に限る)、旅費(費用弁償に限る)、需用費(消耗品費及び印刷製本費に限る)、役務費(通信運搬費に限る)。	10/10

※補助事業の対象期間は、補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の開始の日から終了の日までとする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

埼玉県結婚相談事業補助金交付申請書

令和 第 号
 年 月 日

埼玉県知事

事務所の所在地
名称
代表者氏名

下記のとおり、埼玉県結婚相談事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付
付手続に関する規則第 4 条の規定により関係書類を添えて申請する。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業の実施期間 自 令和 年 月 日
 至 令和 年 月 日
- 3 事業内容
 (1) 目的
 (2) 結婚相談員設置数 人
 (3) 結婚相談員による結婚相談開設延べ日数 日
 (4) 結婚相談者延べ人数（見込み） 人
 (5) 結婚相談実績時間（見込み） 時間（端数切り捨て）
- 4 添付書類
 (1) 補助金所要額調書（別紙様式 1）
 (2) 歳入歳出予算書（見込書）抄本

様式第 2 号（第 6 条関係）

埼玉県結婚相談事業補助金交付決定通知書

令和 第 号
 年 月 日

様

埼玉県知事

（公印省略）

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった、埼玉県結婚相談事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付決定額 金 円

2 支払方法 精算払

3 交付の条件

- （１）事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （２）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （３）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （４）事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助事業の完了の日（第 9 条により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の終了後 5 年間保管しなければならない。
- （５）（１）から（４）により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

様式第3号（第7条関係）

埼玉県結婚相談事業補助金変更交付申請書

令和 年 月 日 第 号

埼玉県知事

事務所の所在地
名称
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた、埼玉県結婚相談事業補助金について、下記のとおり変更交付を受けたいので、関係書類を添えて申請する。

記

1 交付申請額

変更後交付申請額	金	円
変更後交付申請額	金	円
変更増減額	金	円

2 事業の実施期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

3 事業内容

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) 目的 | |
| (2) 結婚相談員設置数 | 人 |
| (3) 結婚相談員による結婚相談開設延べ日数 | 日 |
| (4) 結婚相談者延べ人数（見込み） | 人 |
| (5) 結婚相談実績時間（見込み） | 時間（端数切り捨て） |

4 添付書類

- (1) 補助金所要額調書 (別紙様式 1)
(2) 歳入歳出予算書 (見込書) 抄本

様式第4号（第7条関係）

埼玉県結婚相談事業補助金変更交付決定通知書

令和 第 号
 年 月 日

様

埼玉県知事

（公印省略）

令和 年 月 日付け 第 号で変更申請のあった、埼玉県結婚相談事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付決定額

変更後交付決定額	金	円
変更前交付決定額	金	円
変更増減額	金	円

2 支払方法 精算払

3 交付の条件

- （1）事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助事業の完了の日（第9条により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。
- （5）（1）から（4）により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

埼玉県結婚相談事業補助金中止（廃止）申請書

令和 第 年 月 日

埼玉県知事

事務所の所在地
名称
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた、埼玉県結婚相談事業補助金について、下記のとおり中止（廃止）を申請する。

記

- 1 既交付決定額 金 円
- 2 中止（廃止）を必要とする理由

様式第 6 号（第 9 条関係）

埼玉県結婚相談事業補助金中止（廃止）承認通知書

令和 第 年 月 日

様

埼玉県知事
(公印省略)

令和 年 月 日付け 第 号で中止（廃止）申請のあった、埼玉県結婚相談事業補助金については、中止（廃止）を承認する。

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

埼玉県結婚相談事業補助金実績報告書

令和 第 号
 年 月 日

埼玉県知事

事務所の所在地
名称
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた、埼玉県結婚相談事業補助金について、補助金等の交付手続等に関する規則第 1 3 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告する。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 事業の実施期間 自 令和 年 月 日
 至 令和 年 月 日
- 3 事業実績
 (1) 目的
 (2) 結婚相談員設置数 人
 (3) 結婚相談員による結婚相談開設延べ日数 日
 (4) 結婚相談者延べ人数 人
 (5) 結婚相談実績時間 時間（端数切り捨て）
- 4 添付書類
 (1) 補助金所要額調書（別紙様式 2－1）
 (2) 結婚相談実績一覧（別紙様式 2－2）
 (3) 支出の裏付けとなる書類（領収書、給与明細書等）の写し
 (4) 歳入歳出決算書（見込書）抄本

埼玉県結婚相談事業補助金確定通知書

令和 第 年 月 日

様

埼玉県知事
(公印省略)

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定をした、埼玉県結婚相談事業補助金については、令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告書により、下記のとおり確定する。

記

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引過不足額 | 金 | 円 |

埼玉県結婚相談事業補助金請求書

令和 第 年 月 日

埼玉県知事

事務所の所在地
名称
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で確定通知を受けた、埼玉県結婚相談事業補助金について、下記のとおり請求する。

記

金 円

振込金融機関名	
本 ・ 支 店 名	
普通・当座の別	
口 座 番 号	
フリガナ	
口 座 名 義	
債 権 者 コ ー ド	